The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『野槌』増補記事の検討 ： 弘融の伊賀居住を視座として
Author(s)	米田, 真理子
Citation	語文. 2002, 78, p. 12-21
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68998
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『野槌』増補記事の検討

――弘融の伊賀居住を視座として――

米田真理子

一、『徒然草』の弘融

弘融は『徒然草』八十二段と八十四段に登場する仁和寺の僧侶である。しかし、その詳しい伝歴は『徒然草』にはもちろんのこと、弘融に関する初めての注釈を載せる『野槌』（再刻本）にも明記されていない。

『野槌』八十二段は、以下のような記事である。

○弘融僧都〈権少僧都弘融。文保二年十月於押小路亭ニ随ヒ少将為仲入道ニ受ケ古今和哥集訓説ヲ云云。建武ノ比与ニ兼好房ト有ニ因縁ニ故ニ弘融古今集ヲ仁和寺ノ居所ニ預ニ置之ヲ。貞和三年伊賀国佛性寺ノ遍照院ニ居住ス。時ニ歳六十一。〉

（再刻本・大阪府立中之島図書館本）

弘融の『古今集』の受講と伊賀の居住について記すこの記事は、現代の『徒然草』の注釈書に至るまで基礎的な伝記史料として踏襲されるものの、内容の批判は、弘融に関する史料が非常に少ないためほとんどなされて来ず、また、兼好の伝説と深い関わりを持つ伊賀の地名が見える理由で、信憑性が問われてもきた。しかし、弘融の著作『康秘』(1)の出現により、弘融の伊賀居住の事実が確認され、そして、記事の後半部分の典拠が判明した。

『康秘目録』（大覚寺本・京都嵯峨芸術大学付属図書館蔵写真［25箱21号］外題「諸尊法目録」。私に句読点、返り点を付した）

凡授ニ諸尊法一、浅深次第能々可ニ分別一、猥不レ可レ授。門流之様各別書之折紙也。〈略〉自ニ康永二年癸未二月比一至ニ同三年甲申十月廿一日一以ニ念誦餘暇一鈔記訖。　金剛佛子弘融春秋五十八

以ニ此鑽仰之善本一、上捧ニ高祖弘法大師之法楽一、下資ニ先師僧正法印之厚恩一。兼答ニ三国之祖恩一、及ニ四恩之群徒一。就中此口決者秘密家之目足、持明蔵之肝脳也。〈略〉A貞和三年丁亥五月廿一日於ニ伊賀国佛性寺遍照院一、重貽ニ誓約之誡文一、敢勿ニ違犯一々々。

B権少僧都法眼和尚位弘融春秋六十一

傍線ABが『野槌』後半部分の典拠と見られ、「権少僧都弘融」とする弘融の僧階も、管見では傍線B「権少僧都法眼和尚位弘融」以外には見ない。このように『野槌』の伊賀に関する記述に典拠を認めることによって、この記事がしかるべき確かな情報に基づいたものであったことが示唆される。そして、さらに、前半部分の『古今

集』の受講に関する内容にも、資料的な裏付けがあったとする推測を成り立たせる。なお、「建武ノ比」に『古今集』を「仁和寺ノ居所ニ之ヲ預置ク」とする箇所も、仁和寺で執筆した弘融の著作『誂遮要秘鈔』の完成が建武四（一三三七）年六月であることから、その年までの弘融の京在住は確認することができ、時期的な矛盾はない。[2]

弘融が仁和寺の僧侶であることは、『徒然草』や注釈書類には記されておらず、武石彰夫氏（「兼好と東密圏」『徒然草の仏教圏』）と、安良岡康作氏（『徒然草全注釈』）が指摘するように、『野沢血脈集』や『諸宗鈔疏録』に記された、『徒然草』二百八段「華厳院の弘舜僧正」の付法の弟子であることによって知られる。また、弘融著『誂遮要秘鈔』奥書の分析を通して、鎌倉末から南北朝期にかけて弱体化しつつあった仁和寺において、嫡流を保持する役割を担い、その学識の高さが当代既に評価されていた僧侶であったことがわかる。[3]

そして『徒然草』では、弘融に対して過去の助動詞「き」を用い、さらに、「弘融が」（八十四段・正徹本）[4]といった敬意を含まない格助詞「が」を以て記すことから、ここに親愛の情を読みとることができ、同世代の兼好と弘融には交流があったと見なされる。したがって、『徒然草』に描かれた弘融像は、実像を反映したものであると考えられる。その『徒然草』では、弘融は優雅さを強調される。八十二段では、頓阿と並んで登場し、その発言は「いみじく覚えしなり」と評価されている。

「うすものの表紙はとく損ずるがわびしき」と人の言ひしに、頓阿が、「うす物は上下はづれ、螺鈿の軸は貝落ちてのちこそいみじけれ」と申侍しこそ、心まさりして覚えしか。一部とある草子冊物などの同じやうにあらぬを、「みにくし」と言へば、弘融僧都は、「物をかならず一具と調へんとするは、つたなき人のすることなり。不具なるこそよけれ」と言ひしも、いみじく覚えしなり。〈略〉

（新日本古典文学大系）

八十四段でも、法顕三蔵の気弱な発言に理解を示した弘融を、「法師のやうにもあらず、心にくゝ覚えしか」と好意的に描く。

法顕三蔵の天竺に渡りて、故郷の扇を見ては悲しみ、病に臥しても漢の食を願ひ給けることを聞きて、「さばかりの人の、むげにこそ心よはき気色を人の国にて見え給けれ」と人の言ひしに、弘融が「優に情ありける三蔵なり」と言ひたりしこそ、法師のやうにもあらず、心にくゝ覚えしか。

このような『徒然草』に描かれた弘融の優雅さは、現存する弘融の著作の分析からだけでは立ち現れない側面を反映したものであると考えられる。そしてそれは、『野槌』記事のうち、『古今集』受講に関する内容に象徴される資質であると推測する。弘融の『古今集』の受講については、井上宗雄氏が、京極為兼の猶子為仲の事跡を考証する中で、次のように述べる（『中世歌壇史の研究　南北朝期』）。

為仲の事蹟も分らないが、「野槌」の記事は注意すべきである。〔『野槌』略〕押小路邸というのは摂家二条家の下亭、ここでは二条道平を指す（井蛙抄に道平を「押小路故殿」といい、続千載に「前関白左大臣押小路」とあるのは道平である）。そして道平の母は為顕女宣子、すなわち為仲の姉妹である。為仲は道平の叔父にあたる。宣子は生存中である（元亨元年二月没〈公卿補任〉。宣子も新後撰以下の作者）。その邸で古今の説を為仲が弘融に講じたという事はまず信じてよいであろう。為仲は恐らく為兼から訓説を受けたのであろうが、詳しい事はわからない。

因みに、弘融はこの系統で行くと京極派系という事になる。勅撰作者でないのもこの故であろうか。

管見でも弘融の『古今集』受講の事実を示す史料を見出さない。そこで、本稿では、『野槌』記事の検討を行い、その生成背景を探る。次いで、近世期に伝承された和歌を取り上げ、弘融の歌人的側面を検証し、『徒然草』に描かれた弘融像を考察しようと思う。

二、『野槌』と伊賀国地誌

再刻本『野槌』に掲載される弘融の記事は、同内容を伊賀の地誌類に見出す。例えば『伊賀国名所記』「佛性寺」には次のようにある。(5)

六條右大臣顕房公の願寺也、a宗祇法師云、権少僧都弘融者、文保二年十月押小路の亭におゐて左少将為仲入道を執して、古今集の訓説秘蔵を伝受いたされ、bかたのごとく数寄にて侍し、後にとし老ていかの国仏生寺の遍照院にすまれし由、きゝ侍ると云云。

（寛政四（一七九二）年写本・内閣文庫本）

冒頭は、簡略な寺伝である。そして、以下の文章は、傍線ａｂを除くと、『野槌』記事とほぼ同内容である。他に『伊水温故』「阿拝郡雨師山佛性寺」（延宝七（一六七九）年・菊岡如幻著・伊賀史談会）や、『和歌名所追考』第五十四「伊賀国」（元禄十二（一六九九）年・神宮文庫本）、『伊賀国誌』（元禄十二（一六九九）年・内閣文庫本）なども、同様の記事を有す。それらは、例えば、次にあげる『三国地誌』「佛性寺雨市山遍昭院」のように、c以下に編者の考証を記す。なお、『三国地誌』の傍線ａｂは、他の地誌類と異同があり、特に典拠を『野槌』にする点には注意が必要であろう。

准后伊賀記ニ曰、佛性寺六條殿顕房開基、遍昭院(マヽ)在二佛性寺之南一。aつれ〳〵草野槌曰、権少僧都弘融文保二年十月於二押小路亭一随二少将為仲入道一受二古今和哥集訓説一云云。b中略。建武ノ比与二兼好房一有二因縁一故弘融古今集ヲ仁和寺ノ居所ニ預ケ置ク。貞和三年伊賀国佛性寺ノ遍照院ニ居住ス。時ニ歳六十一。c按ニ遍照院ハ昔別ニ一区ノ僧房ニシテ佛性寺ノ子院ナリ。今混シテ佛性寺ノ院号トナル。射手宮ノ別当ナリ。

（藤堂元甫・宝暦十三（一七六三）年成立・川井景一編　明治21年）

このように、その内容が『野槌』と一致することから、地誌と『野槌』の先後関係が問題となる。前掲の地誌類は、成立年代不明の『伊賀国名所記』を除き、羅山没年の明暦三（一六五七）年以後の成立である。そのため問題となるのは、『伊賀国名所記』であるが、その奥書によると、室町時代に活躍した連歌師能登永閑の作であるという。しかし、川平敏文氏が指摘する（「近世兼好伝遡源―『園太暦』偽文の成立―」『文学』季刊・第九巻第一号　平成十年）ように、本書は偽書である可能性が高い。(6)

文中「至宝抄」とあるのは、『伊賀国名所記』の他の箇所でも引用される「宗祇名所類聚至宝抄」なる書であろうが、しかし宗祇にかかる著述のあった事は確認が取れない。また『伊賀国名所記』には平安・鎌倉期著名歌人の名所歌が数多く収載されているが、それ等には典拠不明のものが目立つ。よって『伊賀国名所記』はその成立自体に聊かの疑念を挟まざるを得ないが、〈略〉近世前期成立の伊賀国地誌には、「永閑記」としてこの書が随所に引用されているから、少なくとも近世前期迄に、かかる兼好伝記事が成立していた事は確かである。

川平氏の指摘もさることながら『伊賀国名所記』本文に「至宝抄

云」のように引用される書名は、むしろ『連歌至宝抄』（『連歌至宝抄・故宮博物院本』）を連想させるが、該当する記事は見出されない。また、伝宗祇作『名所方角抄』「伊賀国分」（野中春水氏「〈翻〉対校「名所方角抄」上」『武庫川国文』29）においても当該記事はなく、偽書である可能性を強くする。しかし、『伊賀国名所記』の成立事情については不分明であり、『野槌』との前後関係も微妙である。ただし、『野槌』は『伊賀国名所記』の「国見山」の兼好の旧跡や、「国分寺　安国寺」の項目にある「頓阿法師の手跡」について触れる箇所を採録しておらず、『伊賀国名所記』から弘融の記事を引用しながらも兼好や頓阿に関する記事を見落とした、あるいは取り上げなかったと考えることは妥当的ではないであろう。そして何より『伊賀国名所記』の「とし老ていかの国仏生寺の遍照院にすまれし由、きゝ侍ると云云」の箇所は、他の地誌類と異同があり、この『伊賀国名所記』の本文には『康秘目録』奥書に見られる、弘融の年齢や、伊賀居住の時期を示す具体的な記述がない。したがって、『野槌』の記事が、『伊賀国名所記』によったとは考えられない。

『伊賀国名所記』をはじめとする幾つかの伊賀の地誌が典拠を「宗祇法師云」と記すことには、何らかの背景があったものと想像されるが、その事情はつまびらかにしがたい。しかし、宝暦十三年成立の『三国地誌』が、当該記事を「つれ〳〵草野槌曰」と示していることと、以上で考察した『康秘目録』の内容を具体的に踏まえた記事が『野槌』が最初であることを併せ、伊賀の地誌類に記された弘融の記事の源泉は、『野槌』ではないかと考える。そのような方向性を持つと見なすことは、神谷勝広氏が明らかにした『野槌』から名所記への影響関係[7]と同様の流れに位置付けることにもなろう。

三、『野槌』増補記事の検討

では、この記事は、羅山によって作成されたのであろうか。

『野槌』の記事の増補は、吉澤貞人氏「埜槌解題」（『徒然草古注釈集成』）によると、八十二段の弘融の記事の他に、五十二、八十九、百九十五、二百四十の四章段に見られる。[8]

まず、五十二段の増補記事は、「縁起云」以下の傍線部が、「石清水八幡宮並極楽寺縁起之事」（『石清水八幡宮史料叢書』二）に一致する（『野槌』の引用は大阪府立中之島図書館本による。なお、振り仮名は、割愛した。以下同じ）。

○極楽寺　八幡宮護国寺別当安宗開山也。縁起云、大安寺伝灯大法師位安宗謹言、伽藍壱院号曰二極楽寺一〈在二山城国久世ノ郡科手上里一〉、右件寺奉二為石清水八幡大菩薩三所君達梵天帝釈天神地祇一、兼師僧父母六親眷属三有法界有識無識皆悉為レ令レ往二生極楽浄土一以二去元慶漆年一始所二建立一也云云。安宗者行教和尚弟子也。

八十九段では、初刻本に記された「○猫また　和名ニ猫　音苗。祢古麻　善捕レ鼠ヲ也」に、以下の記事を増補する。

金花猫は黄なる猫なり。ばけて婦女をおかして煩をなす。その雄猫におかされたるは雄をころしてこれを治し、雌猫におかされたるは、雌をとらへてこれを治すといふこと、続耳談、月令広義なといふ書に見えたり。

出典の「続耳談」は『続耳譚』であり、次の文章の要約であると見られる。[9]

金華猫、人家畜之三年後、毎于中宵蹲踞屋上、仰口対月吸其精、

又而作入深山幽谷、或佛殿文廟中、為穴朝伏匿暮、出魅人逢婦、則変美男、逢男則変美女。毎至人家先溺于水中人飲之則莫見、形凡遇怪者、来時如夢、日漸成疾家人夜以青覆被上、遅明視之、若有毛必潜、約猟徒牽数犬至家檎猫剝皮取聞以食病者方愈、若男病而獲雄女病而獲雌則不可治矣、人多為是遅疑至死者府学張教官有、女年十八殊色也、為怪所侵髪尽落後、檎雌猫始、跣姑蘇王訓導玉次子随任、亦罹此禍病数年還郷恵生、今其地不敢畜黄猫以成精者多是類也。　（万歴三十（一六〇二）年序文・内閣文庫本・「林家蔵書」朱印・「昌平坂学問所」墨印など）

また、『月令広義』は、「巻之十　五月令　雑紀」の「猫鬼」を指すと思われる。

金谷園託隋文帝開皇十八年五月、禁畜猫鬼蠱毒厭昧野道者、独孤后之弟延州刺史陀有婢事猫鬼能使之殺人会、后与楊素妻俱有、疾医皆曰猫鬼疾也。上意陀取、為令高頻等雑治之具得、其実詔夫婦皆賜歴。（万歴三十一（一六〇三）年序文・内閣文庫本）

『続耳譚』は、万暦三十（一六〇二）年の序文がある中国の小説であり、また、『月令広義』は、全二十四巻からなる大部な書籍である。その中から当該記事を見出したのは、羅山自身の読書の成果であり、その要約も羅山の所産であると言ってよいであろう。[10]

次いで、二百四十段では、『金葉和歌集』第一春・二十四番歌を引用する。

○みかきが原　御垣原　大和の名所むかしの皇居謂也。九重の御垣かはらのひめこまつ千代をはほかの物とやは見る　金葉集

これら三章段の増補記事は、いずれも典拠を明示するが、一方、百九十五段の「木造の地蔵　木にてつくれる地蔵なるへし」には示しておらず、そのことは、明記すべき典拠を持たないことを示唆すると思われる。そして、八十二段の弘融の記事は、『康秘』と一致する文章を載せるものの、そこには出典は記されていなかった。

『康秘』は、百三十五種の尊法を記す『康秘』二十五巻と、各尊法に詳細な注を施す『康秘注』二十五巻、目次と奥書の『康秘目録』一巻の、全五十一巻からなる書籍である。弘融の没後応安三（一三七〇）年に、伊賀の佛性寺に於いて、仁和寺の僧、弘雅が書写し、京へ伝えた。以後近世期に至るまで、仁和寺をはじめとする真言宗の寺院に於いて繰り返し書写されている。

『野槌』の記事は、『康秘目録』奥書の一部と一致するのであるが、『野槌』に出典名がないことは、直接の典拠ではないことを示すであろう。つまり記事内容の典拠は『康秘目録』であるが、羅山は、弘融に関する『古今集』受講の内容を含むであろう情報を、何らかの経路で入手し、それに基づき『徒然草』の注釈本文に成したものと考える。そして、その情報は、弘融が仁和寺僧であったことを記していないこと、視点の一つが佛性寺にあること、後述するように弘融の和歌が伝承される地が実際に弘融が住した伊賀であることなどの理由から、伊賀を発信源とする情報であったと推測する。

弘融は、仁和寺に於いて学僧として活躍した人物である。たしかに、その事跡については、『仁和寺諸院家記』などに記事がなく、不明な点が多い。しかし、古筆切の鑑定の世界においては、早くから弘融が仁和寺華厳院の僧侶であったことは伝えられていた。伝弘融筆の古筆切は今に多く伝わり、『慶安手鑑』巻末の「右者寛永の比の代付也」とする「古来流行手鑑目録并代付」に、「仁和寺殿　守覚　金参両」につづき「同　弘融　金弐歩」と記されていることから、

寛永頃（一六二四～一六四四）既に仁和寺僧として知られ、古筆切が売買の対象になっていたことがわかる。極札には、「仁和寺殿弘融」「華厳院弘融僧都」などのようにあり、弘融の師が、仁和寺華厳院を相承した弘舜であったことから推して、正しい情報であったと見なされる。この古筆家の情報源は未詳ながら、『徒然草』の注釈書の世界とはまた別の情報源があったものと見られる。[11] そして、『野槌』は、このような仁和寺僧としての視点を欠くのである。

以上の理由から、羅山が入手した情報を典拠の一つである『康秘』が伝えられた寺院などを発信源とするものであったとみなし、次にその入手ルートについて考えたい。

四、『野槌』の諸本

如上、弘融の記事は、『野槌』初刻本にはなく、再刻本に増補されたものである。しかし、『野槌』の刊行の時期は、初刻・再刻本ともに不明であるため、増補の時期を限定することは困難である。

『野槌』の諸本について川瀬一馬氏は、「徒然草の注釈としては、寿命院抄と共に根元的なもので、林道春の年譜には元和七年の撰述と見えてゐる。神宮文庫蔵の古写本（三冊）は、柴野栗山の手跋にいふ如く、その頭注は道春自筆にかかり、つれづれ草の写本へ道春が自から注を書き込んだ一本であつて、いはば野槌の最初の稿本ともいふべき性質のものである」（『徒然草研究書目』新註國文學叢書『徒然草』）とするが、[12] いま問題となるのは、この自筆とされる神宮文庫本の八十二段の書き入れである。本書は、『林崎文庫鹽竈神社村井古巌奉納書目録　中』（神道書目叢刊六）に、「徒然艸野槌〈道春真跡　書入〉三冊」とあり、奥書に、「羅山先生野槌稾本三冊標注両三処有。似先生手筆者古色可愛也。壬寅五月　後学柴邦彦題」と記される写本である。本文は、『野槌』初刻本と同内容、余白には、他の『徒然草』の注釈書からの引用や、私見を書き加える。さて、問題の八十二段には、別筆で行間に、「弘融僧都　権少僧都也　建武ノ比伊賀ノ佛姓寺ニ居任ス（本ノマヽ）」の書き入れがある。しかし、これは、『徒然草諺解』の「弘融　権少僧都也　建武ノ比伊賀ノ佛姓寺ニ居任ス」（寛文九（一六六九）年刊行・大阪大学付属図書館蔵本）に一致し、『徒然草諺解』が、羅山の没年、明暦三（一六五七）年一月二十三日以後の刊行であることから、後人の手によるものと見なされる。

管見では、『野槌』の伝本の内、弘融に関する記事は、再刻本以外に見出さない。したがって、初刻本の成立を、元和七（一六二一）年秋の跋文以降間もなくと見て、説の増補は、それ以後、羅山没年以前と見なす。再刻本の刊行は、川瀬氏の「刊行は慶安頃であらう」（前掲書）とする見解を、いま仮に目安とする。[13]

五、羅山と金地院崇伝

検討した『野槌』記事の増補時期を踏まえ、情報の入手ルートについて、羅山と寺院史料の遣り取りがあった金地院崇伝の日記を手がかりに考察する。江戸時代前期に幕府の「寺社行政の事務にあたった」（『国史大辞典』）崇伝の日記、『本光国師日記』第四十七（『新訂本光国師日記』第七　続群書類従完成会）には、次のような記事がある。

一同（寛永九（一六三二）年）九月三日。道春より、捻来ル。案在左。

一筆令啓達候。仍。五山。十刹。本寺。末寺御書立候而可被下

候。其寺々之領知之高をも。同御書添候而可被下候。御尋之儀ニ御座候間。御存被(知脱カ)成候分被仰付。御目録頓而待入存候。猶奉期参拝之節候。恐惶謹言。　九月三日　道春在判

一同五日。五山。十刹。本寺。末寺。並寺領目録書写。道春へ遣ス。案在左。〈略〉

一同九月五日。右之書付。国道春へ持参候。是ハ松平伊豆守殿承りニテ。諸寺。諸公家門跡之知行等。又五山。十刹。本寺。末寺。被成御存候間。穿鑿被仕候様ニと被仰出故。道春。永喜ニ下候而。肝煎候へと之儀ニ付而。申入由物語也。

一同十一月六日。五山。十刹。諸山之書立一巻。知行之高一紙。吉筆ニ写させ。道春へ持せ遣ス。道春所望故也。

この時の事情について圭室文雄氏は、「金地院崇伝が五山・十刹・諸山の寺々を林道春に書出している様子が明らかである。これは現在国立公文書館に所蔵されている『諸宗末寺帳』のなかの『諸宗寺牒目録』に内容が一致する」と解説する（『寺院本末帳の性格と問題点』『江戸幕府寺院本末帳集成』解題）。

現存する寺院本末帳のうち、『野槌』より後の時代ではあるが、天明から寛政期頃成立の彰考館本「伊賀国新義真言宗本末帳」（『江戸幕府寺院本末帳集成』中）に、「一、佛性寺(同郡長田村)　本寺同所（御室仁和寺）」の記事を見出し、佛性寺が、この時代、仁和寺の末寺であったことが確認できる。佛性寺が掲載される「伊賀国新義真言宗本末帳」は、圭室氏によると、「新義真言宗の本末帳は七冊」あり、「全国の古義真言宗末寺に保存されている場合が多い」「由緒・開山・開基・境内諸堂宇と面積・寺院什物・古文書・寺領など詳細に書かれている」「末寺側が提出した明細書上げ」と、「同じように末寺から明細書上げを一度本山にあつめ、それを国ごとに編さんして提出したものである」と言う。また、寺院本末帳は「このほかにもっと幕府に提出されたが、ある時期に幕府所蔵のものが散佚したと考えられ」、「各宗本山は本末帳を作成しなくてもすでに末寺を把握できる台帳を別にもっており、本山の段階で留めていた」と言うことである。

現在確認し得る金地院崇伝が関与した寺院本末帳は、『諸宗寺牒目録』（内閣文庫本・『江戸幕府寺院本末帳集成』）の外題に、「五山之目録壱巻　金地院調達　壱」とある分においてのみである。しかし、羅山と崇伝の遣り取りから、羅山の職掌が、寺院に関する情報を得ることの出来る立場であったことは窺えるのである。

一方、推測の域は越えないけれども、崇伝からの個人的な情報入手の可能性も考えられるであろう。それは、金地院崇伝が伊賀と関わりを持つことからの推測である。『宗国史』「録第三　賜書録四」（藤堂高文編、寛延四（一七五一）年編、藤堂高芬校訂。上野市古文献刊行会編）は、崇伝の書簡を掲載し、それに「謹按、崇伝長老ハ、即金地院本光国師、為二吾　小君久芳夫人ノ叔父一、右四通、並二慶長十九年冬所レ贈、」と注記する。『宗国史』「録第一　系統録系図・高虎」に、「夫人一色氏、修理大夫義直女、慶長二十年、八月二十日、卒于洞津城中、葬于四天王寺(ママ)、法号久芳院桂月貞昌大姉」とあることから、崇伝は藤堂高虎の夫人「法号久芳院」の叔父であったと見られる。また、上野市立図書館に所蔵される「白井家文書」の複写本（若狭時代34）によると、崇伝が藤堂藩に仕えた白井氏の若狭時代の菩提寺の住持であったこともわかる。

若狭国加茂郷長泉寺ハ後小松院之御宇応永十四丁亥暦一色修理ノ大夫満範公於二高森之内一創ニ建精舎一、〈略〉長秀公改二此

寺ノ宗於曹洞ニ、以テ為ス植福ノ道場ト、請シテ日昇本光禅師ヲ而為ニ開祖ト、同十一年長秀公加コ増越前加賀之内二郡ヲ由レ之移コ住ス于越前ニ、本光禅師亦従ニ太守ニ移ス居越前ニ、今之総光寺其ノ後蹤。

〈略〉

以上は状況証拠に過ぎないが、羅山と崇伝の交渉を手かがりに、崇伝からの、あるいは崇伝に限定せずに、崇伝のような五山僧からの情報収集の可能性を考えてよいのではないだろうか。

ところで、弘融についての伝承基盤の一つとして考えられる佛性寺の遍照院は、『和歌名所追考』第五十四「伊賀国」によると、「佛性寺塔所南の方」にあり、また、『三国地誌』「佛性寺雨市山遍昭(ママ)院」では、「按ニ遍照院ハ昔別ニ一区ノ僧房ニシテ佛性寺ノ子院ナリ。今混シテ佛性寺ノ院号トナル。射手宮ノ別当ナリ」とある。そもそも佛性寺には、「治承年中ニ開基」(『伊賀國誌』)とする寺伝があり、その遺物からは「一二〜一五世紀頃には有力寺院であった」(『三重県の地名』)と見なされている。幕末に廃されて宮寺であった射手神社が残り、現在射手神社には佛性寺の史料などは保管されていないということであるが、その射手神社に現存する慶長十年から慶応元年までの十一枚の改修時の棟札には、例えば、元禄十年「時之願主佛性寺住持大阿闍梨浄意」(『中村竹次郎氏遺稿(貳)長田郷土史』)とあり、願主を、佛性寺の住持が務めていたことを見出す。両者の関係は、弘融が伊賀に住した貞和三(一三四七)年の「井出山社再興勧進之願書」(『伊賀政治録』・川井景一『伊州故事考』内・明治21年)に、

当社破損依レ無二氏子一次第朽棄畢愁緒先訴委レ之雖レ然裁断及二遅滞一寺僧等依愁レ之再令二言上一也被レ加二勧進之下知一者冥福可レ止レ此乎社司僧寛休敬言レ之畢

貞和三丁亥三月五日　井出神社宮寺住持覚了寛休

謹上　守殿　権守殿　館下〔略〕

とあるように、寺僧によって提出されていることにも窺うことができ、中世以来の密接な関係を江戸期に至るまで保ちつづけていたことが示唆される。なお、『伊水温故』などでは、隣接する「医王山西蓮寺」の項に、「本尊阿弥陀ノ座像、行基ノ作、此尊容ハ往昔佛性寺ノ本尊也。佛性寺天正争乱ニ衰微シテ草堂ニ座シケルヲ当寺ノ住侶真雅上人承応二年ニ移二本堂一」とあり、天正期に一時衰微した様子であるが、その後復興したものと見受けられる。

佛性寺は、弘融が住した南北朝期以降、近世まで存続したと見なして良い。そして、そのような伝承基盤を持つ弘融の情報は、信頼のおけるものであったと言ってよいであろう。

『野槌』の弘融の記事は、羅山が入手した情報をもとに纏めたものであり、その情報は、羅山の職掌からして、金地院崇伝、あるいは、崇伝のような五山僧からもたらされたのではないかと考察した。記事の後半部分に典拠があったことは最初に述べた通りであり、記事の前半部、弘融の『古今集』の受講についての記述にも、しかるべき根拠があるのではないかと類推するのである。

六、弘融の和歌

『野槌』記事には、弘融の『古今集』受講についての記述がある。しかし、弘融の和歌は勅撰集にとられておらず、また、家集なども伝えられていない。以下にあげる和歌を確認するのみである。

伝頓阿作『十楽庵記』(『群書類従』第二十七輯)には、以下の一

首が掲載される。

国分寺の阿弥陀佛に百日経書てまいらせし比佛性院の弘融

比丘よめる

いさきよく心もほとけの国分て寺井にすめる秋のよの月

『十楽庵記』は、伊賀の国に庵を結んだ頓阿が貞治三（一三六四）年に作成したと伝える書であり、偽書の疑いも持たれている。

次いで、『伊水温故』「阿拝郡」には、「朝子ノ井」にまつわる説話を記したあとに、「蔵玉集」から弘融の詠歌を載せる。ただし、管見では弘融の和歌を採録する「蔵玉集」は確認できない。(14)

朝子ノ井　浅子井或麻子井　同村（三田村）安福寺ノ里

昔大和国城上郡ニ朝子ト云女有テ、興福寺ノ児ヲ猿沢池ノ辺ニテ見初シニ文ナド人シテ遣ケレドモ、何ノ本意モアラズ文ノ返ダニアラザレバ女真ニ我ヲ嫌給フゾトテ恥ケ敷思ヒ且ハ恨テ人知ズアナタ此辺ヲ迷歩テ此所ニ至リ、或深キ井ノ有シニ身ヲ抛テ果タリ。サルニヨツテ浅子ノ井ト云。永閑記。

朝子井ト云謡ニ〈略〉麻子寺ハ麻子ノ井村ニ有、興福寺ノ末寺。

准后ノ伊賀記ニヨル時ハ永閑記可也。

蔵玉集　妹はたゝ浅子の井とのあさましき契と身をはなしう

つめけん　佛性寺弘融

ことしより是もこゝにて黒染の朝子の井土を寺井ともして

弘融の詠歌は他に見出さないけれども、伊賀の地に弘融の和歌が伝えられていたことがわかる。したがって、これら和歌の存在は、伊賀において歌人としての弘融像が伝承されていたことを示し、そして、それは『野槌』の『古今集』受講の記述が示唆する弘融像と通底するものであると言って良いであろう。

七、『徒然草』の弘融

弘融は、仁和寺で活躍した学僧であった。一方、『徒然草』に描かれた弘融は、優雅な姿を髣髴させるものであった。『徒然草』が描くそのような弘融像は、弘融に歌人的側面を想定することで初めて理解されるものではないだろうか。しかし、弘融の和歌に関する情報は非常に少く、今後も探究されるべき課題であると思う。

以上、弘融の実像を探ることを目的として、中世の弘融の著作の奥書記事と、近世の伝承の断片を検証したが、この間の時代を埋める見通しを、いまは持たない。ただしかし、両者を繋ぐ資料は、やはり『野槌』の記事にあると思う。これまで『野槌』の記事は、伊賀の地名が記されていることを理由に、伊賀で活躍したとする兼好の伝説と結びつけ、信憑性が問われることもあった。伝承された事実と創作された伝説とを区別することは困難であるが、今後、弘融の伝承と兼好の伝説とを結びつけて論じる場合、弘融の伊賀居住の事実を視座とする、新たな視点が必要になるであろう。

注

(1) 『康秘』は、真言宗広沢流諸尊法の書である。『康秘目録』からの引用文のうち、前半は康永三（一三四四）年の奥書であり、後半箇所は、貞和三（一三四七）年の奉納奥書である。

(2) 『野槌』の「建武ノ比与「兼好房」有「因縁」故「弘融古今集ヲ仁和寺ノ居所ニ預置之」」の「仁和寺ノ居所」は、兼好の居所か、弘融のそれであるか判然としない。兼好の仁和寺の住居については、『実隆公記』文亀三（一五〇三）年七月十九日条に浄光院の兼好旧跡の存在について触れる。

一方、弘融は、『詵遮要秘鈔』巻八の奥書に「正慶元（一三三二）年九月十四日〈先考月忌〉於二仁和寺真乗院禅窓一部鈔記訖」と、仁和寺に於ける執筆であるとする。

(3) 拙稿「『徒然草』と仁和寺僧弘融―『詵遮要秘鈔』・『康秘』奥書から見えること―」（『中世文学』第四十七号　平成十四年刊行予定）で考察した。

(4) 常縁本では「弘融僧都か、烏丸本では「弘融僧都」とある。

(5) 『伊賀国名所記』は、「名所記」ではあるが、他の地誌類と同内容の記事を有することから、「地誌類」と一括して扱う。

(6) 『伊賀国名所記』が偽書であるという疑いは、冨倉徳二郎氏『兼好法師研究』（著者名「冨倉二郎」として、昭和十二年・東洋閣）に、夙に指摘されている。

(7) 「名所記と羅山編書―『本朝神社考』『徒然草野槌』を軸に」（『国語国文』64―7　平成七年七月）、『近世文学と和製類書』（若草書房　平成十一年）など。

(8) 『野槌』の五十二、八十九、二百四十段の増補記事は、慶安元（一六四八）年刊行の『鉄槌』と、慶安五（一六五二）年貞徳跋文『慰草』にも掲載されている。八十二段の弘融に関しては、『寿命院抄』『野槌』初刻本と同様に「〇弘融僧都」とだけあり、注釈本文はない。百九十五段の「木つくりの地蔵」については立項されていない。『鉄槌』の頭注は、『徒然草参考』巻八の洛外隠士陶乞跋文に「鉄槌といへるもの四巻を板にゑれり、これは野槌の中よりぬき出して、人のみやすきやうにかしらかきにあらはしたる」（国立国会図書館本）とあるように、『野槌』（『寿命院抄』も含む）の抜書と見られ（高乗勲氏『徒然草の研究』）、一方『慰草』は、貞徳門人の聞書、手控の類をもとに作成され（小高敏郎氏『新訂松永貞徳の研究　続編』）、頭注は『鉄槌』を継承したものである（関場武氏「徒然草の影響・享受と研究史―近世前期を中心に―」『国文学解釈と鑑賞』昭和四十五年三月）と見なされている。『鉄槌』の記事の存在は、『野槌』増補記事の成立、特に時期の問題に関わるが、「鉄槌」の記事が『野槌』の踏襲とする見解に従い、『野槌』が初出であると考える。『鉄槌』の慶安元年の刊行は、『野槌』の諸本の成立、とりわけ再刻本『野槌』の刊行時期の解明に参考になると思う。そのためには『鉄槌』の『野槌』抜粋の規準を考えなければならない。また、近世初期の『徒然草』注釈書の相互の影響関係へも波及する問題であると思われる。

(9) 内閣文庫本には、「林家蔵書」の朱印と、「昌平坂学問所」の墨印などが押されている。また、『続耳談』と『続耳譚』との書名の異なりは、『耳談』の続編であることからの誤りであろうか（『耳談』も内閣文庫に所蔵される）。『耳談』については、村田和弘氏「『耳談』と『柏案驚奇』―「二拍」の来源問題について―」（『筑波中国文化論叢』十二号　平成四年）を参照した。

(10) 『野槌』再刻本には、増補記事が、羅山によるということは記されていない。なお、福田安典氏のご教示によると、今大路家の蔵書には、羅山の息弘文院が贈った『野槌』再刻本があることから、林家での再刻本の重視の様相が窺われ、二代林家当主も、増補が羅山自身によることを承知していたと見て良いということである。

(11) 伝弘融筆古筆切の整理と極札の問題は、拙稿「古筆切の中の「仁和寺華厳院弘融」のこと―伊賀常楽寺蔵兼好・頓阿・弘融三幅対をめぐって―」（『詞林』第三十一号　平成十四年四月）において考察した。

(12) 『野槌』の諸本については、吉澤貞人氏は、「〈翻〉『埜槌』の板本について―初刻本「巻第一」の翻刻」（『金城学院大学論集（国文学編）』35　一九九二年）、「『埜槌』の板本について」（『季刊ぐんしょ』25号　一九九四年）、「埜槌　二、伝本」（『徒然草古注釈集成』勉誠社　一九九六年）において、現段階では、ほぼ川瀬一馬氏の見解に倣い解説されている。

(13) 注（5）に記したように、『鉄槌』の慶安元年刊行を併せ考える必要がある。

(14) この弘融の和歌は、『伊水温故』以外の伊賀の地誌類にも掲載され、若干の異同があるが、割愛した。また、集付の『蔵玉集』については、新編国歌大観大第五巻の赤瀬信吾氏の解題を参照し確認したが、当該歌は掲載されていなかった。管見の限りでも、『蔵玉集』の名称の歌集に見出せなかった。

――本学大学院博士後期課程――